



Title	WTO体制下の米欧通商紛争：訴訟か交渉か
Author(s)	千葉, 大奈
Citation	
Issue Date	2005-12
Type	Technical Report
Text Version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10086/16015
Right	

DISCUSSION PAPER SERIES

Centre for New European Research

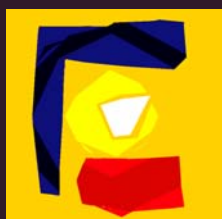
21st Century COE Programme, Hitotsubashi University

016

WTO 体制下の米欧通商紛争 —訴訟か交渉か—

千葉大奈

December 2005



<http://cner.law.hit-u.ac.jp>

Copyright Notice

Digital copies of this work may be made and distributed provided no charge is made and no alteration is made to the content. Reproduction in any other format with the exception of a single copy for private study requires the written permission of the author.

All enquiries to cs00350@srv.cc.hit-u.ac.jp

WTO 体制下の米欧通商紛争

— 訴訟か交渉か —¹⁾

千葉 大奈

一橋大学大学院法学研究科博士後期課程

目次

1. はじめに
2. パズル
3. 仮説
4. 実証分析
5. 議論

1 はじめに

近年の国際関係において、国家が他国との紛争を解決する手段として、伝統的な外交交渉と並んで頻繁に利用されるようになってきているのが、国際機関による司法的紛争処理である²⁾。貿易・通商をめぐる紛争は、この傾向が最も顕著に表れている分野の1つだと言えるだろう³⁾。1995年に成立した世界貿易機関(WTO)は、旧GATT時代の制度を大幅に強化し、高度に司法化された紛争処理機構を持つにいたった。加盟国は、WTOルールにそぐわない通商措置を取っている国に対して訴訟を起し、中立な第三者機関(紛争処理機構; DSB)に紛争の裁定を委託することができるようになってきている。

実際この制度の利用状況は目覚ましく、1995年の設立から約10年の間に300件を超える紛争案件がWTOへと持ち込まれている⁴⁾。案件数で見ると、提訴側・被提訴側ともに1位が米国で2位が欧州(EC)⁵⁾となっており、米欧紛争が最も多い。米・欧は、経済規模が大きいことに加え、サービス貿易や知的財産権・環境保護と貿易の

¹⁾ 本稿は、版元の許可を得て『一橋法学』4巻3号361-380頁(2005年11月発行)より転載したものである。

²⁾ 国際司法機関による紛争処理の隆盛について、たとえばAlter(2002); Kingsbury(1999); Romano(1999)参照。また、この動きは国際政治の様々な領域で進展しつつある法制化(Legalization)と軌を一にしている。国際関係における法制化については、Goldstein, Kahler, Keohane, and Slaughter(2001)参照。

³⁾ Kennedy and Southwick(2002)。

⁴⁾ 2005年6月までに、330件の提訴が行われた。WTO Secretariat, Update of WTO Dispute Settlement Cases (WT/DS/OV/24) available at <<http://docsonline.wto.org>>

⁵⁾ WTOでは、EU(European Union)に加盟する欧州諸国は、共通通商政策の下、単一の主体として行動している。欧州委員会における通商担当部局は通商総局であるが、WTO紛争の場では通称EC(European Communities)と呼ばれる。

問題など、新しい領域における通商紛争を WTO に持ち込んでおり、他の加盟諸国からも大いに注目を集めている⁶⁾。WTO における両者の行動は、単に経済的影響力が大きいだけでなく、今後の紛争処理の先例・模範となりやすいという意味で、きわめて重要な政治的意味を持っていると言える⁷⁾。

本論文は、米欧の通商紛争、とりわけ WTO の紛争処理機構に持ち込まれた紛争案件について研究する。米欧の 2 大アクターは、互いの通商摩擦をどのようにして解決しているのだろうか。特に、司法的紛争処理機構が整備された WTO の場で、米欧は交渉戦略と訴訟戦略をどのように使い分けているのだろうか。協議前置主義をとり、交渉による和解が認められている WTO 紛争において、訴訟当事国が和解をあきらめ、裁定に持ち込んでしまうのはなぜか。司法的紛争処理制度の下において国家間紛争がどのように解決され得るかという問題は、国際政治学・国際法学の両分野で大きな論点となっているテーマである⁸⁾。

米欧の訴訟戦略への傾倒をもたらしている原因（すなわち、二国間交渉が失敗している原因）を特定することは、政治学・法学上の研究意義に加えて、政策的にも重要な意味を持っていると言える。米欧を含む先進諸国による紛争処理制度の過度の利用は、徒にパネルの負担を増やすことになり、途上国による利用の妨げになることが懸念されているためである⁹⁾。WTO の紛争処理制度のどのような側面が米欧に利用されているのかを明らかにすることで、制度設計の見直しをはかり、この制度への過度の依存を軽減する方策を考えることができる。また、米欧間だけでなく、他の加盟国間における通商紛争を効果的に予防・解決していく上でも有意義な知見が得られるだろう。

本論文の構成は、以下の通りである。まず、第 2 節において、本研究で取り上げるパズルについて説明する。続く第 3 節では、このパズルに対してこれまでの先行研究からどのような回答がなされてきたのかを検討し、仮説を立てる。それらの仮説について、第 4 節で計量分析による実証を試みる。第 5 節では、結論としていくつかの政策的インプリケーションを引き出し、今後の研究課題について論じる。

⁶⁾ 米欧通商紛争についての最近の研究として、Petersmann and Pollack (2003); Pollack and Shaffer (2001)。

⁷⁾ 紛争処理機構による法創造 (judicial lawmaking) については、強い批判も存在する。相次ぐラウンド交渉の失敗により国際貿易体制の「立法」活動が低調な一方で、司法的紛争処理制度は活発に利用されている。その結果、本来は政治的に解決すべき諸問題について、司法的・法技術的な判断で決着を付けることの妥当性が争点となっている。WTO の場における judicial lawmaking について、Steinberg (2004) 参照。また、いわゆる非貿易的関心事項について、小寺 (2003) 参照。

⁸⁾ 政治学者による研究としては、たとえば Simmons (2002); Keohane, Moravcsik and Slaughter (2000)。法学者による研究としては、Merrills (1998); O'Connell (2003); Brus (1995)。

⁹⁾ 途上国による GATT/WTO の紛争処理制度の利用状況について、Busch and Reinhardt (2003b)。

2 パズル

2.1 WTO の紛争処理制度

WTO の紛争処理制度は、国内民事訴訟制度に酷似したものとなっている¹⁰⁾。このことは、旧 GATT 時代の制度と比較するといっそう顕著である¹¹⁾。たとえば GATT 時代には、他国の貿易措置について協定違反の申し立てを行おうとしても、裁定に持ち込むためには被提訴側の同意を得る必要があった。裁判を始める段階だけでなく、判決を採択する段階においてもそのような同意を得る必要があり、被提訴国は自国にとって都合の悪い裁定を拒否することが認められていた。すなわち、被提訴国は紛争の各段階において訴訟の進行を「ブロック」することができたという意味で、裁判所が強制的管轄権を持つ国内訴訟制度とは大きく異なっていた。

これに対して WTO では、ネガティブ・コンセンサス方式と呼ばれる仕組みが導入され、訴訟の進行は「全会一致で反対しない限り」ブロックできないことになった。被提訴国の同意なしに訴訟を行うことができるようになったという意味で、紛争処理パネルは実質的に強制的管轄権を持つようになったと言える¹²⁾。

WTO は協議前置主義を取っている。加盟国が他国の貿易措置について協定違反の申し立て¹³⁾を行う場合、まず WTO の下で公式の二国間協議が行われる。その協議において交渉による和解が成立しなかった場合、提訴側が要請すればほぼ自動的に紛争処理パネルが設置され、当該措置がルール違反であるかどうかパネルにより審議され、裁定が下される。パネルによる裁定はほぼ自動的に採択され、敗訴した側は裁定を履行する義務を負う。

交渉によって当事者間の和解が成立すれば訴訟を中止させることができるという点も、国内民事訴訟と共通している。WTO では紛争処理パネルの負担を軽減するためにも当事国間の交渉による和解が重視されており、パネル設置前だけでなくパネル審議期間中においても交渉は続行され、和解が成立すればパネル審議は停止される。実際の紛争においても、協議による和解を目指す提訴国側の要請によってパネル審議が中断され、協議が決裂すると再びパネル審議に戻る、というふうに交渉と訴訟が並

¹⁰⁾ WTO の紛争処理制度について、岩沢 (1995); 小寺 (2000); Jackson (1997); Ortino and Petersmann (2004) 参照。

¹¹⁾ GATT 時代の紛争処理の包括的な研究として、Hudec (1993)。

¹²⁾ 紛争処理制度について GATT から WTO へと改組される中で強化された点として、ネガティブ・コンセンサス方式の導入の他に、(1) 上級委員会が設置され、二審制が導入されたこと、(2) たすきがけ報復 (cross retaliation) が認められたこと、および (3) 一方的措置が禁止されたことなどが挙げられる。

¹³⁾ WTO では、そのような狭義の協定義務違反以外にも、「利益の無効化侵害 (nullification and impairment)」が起こったとされる場合には (1) 非違反申し立ておよび (2) 状態申し立てを行うことができるが、本稿ではそのようなケースも広義の WTO ルール違反と捉え、3 者を特に区別しないこととする。

行して進められるのが通常である。

2.2 裁定の遵守

パネルから「クロ」裁定（被提訴国の措置が WTO ルールに違反しているとの裁定）が下された場合、被提訴国は「合理的な履行期限内 (reasonable period of time)」に当該措置の是正勧告に従うことになっている。国内民事訴訟制度との際だった相違点として、WTO には強制力を備えた執行機関が存在しないため、パネル裁定の履行が保証されていないことが指摘される。被提訴国の裁定不履行を防止するための制度として、提訴側が受けた損害に見合う額の報復関税などの対抗措置を取ることが認められているが、そのような報復措置の実行は提訴側にとっても費用がかかるため、有効な抑止力となっているとは必ずしも言えない。

実際、WTO における米欧通商紛争の 1 つの特徴として、裁定の履行が滞りがちであることが挙げられる。たとえば、EC の成長ホルモン使用牛肉の輸入禁止問題 (WT/DS/26) や、旧植民地諸国からのバナナ輸入優遇措置 (WT/DS/27, 158)、米国の 1916 年アンチダンピング法 (WT/DS/136)、著作権法 110 条 (WT/DS/160) など、いくつかの案件において、当初決められた期限内にパネル勧告が履行されていない（もしくは延長された期限を過ぎても履行されていない）ことがあった。

表 1 は、米欧間紛争とそれ以外の紛争の裁定遵守率の違いをまとめたものである。米欧間での通商紛争は、他の組み合わせに比べて裁定履行遅延率が有意に高い（カイ 2 乗検定によると 5% 水準で統計的に有意）ことが読み取れる。米欧の 2 大アクター間の通商紛争において裁定の不履行が多いことは、悪しき先例となりかねず、WTO 体制の信頼性を損なう可能性があるという意味で由々しき問題だと考えられる。

政策的な論点になっていることに加えて、米欧の裁定遵守率の低さは、理論的検討に値するパズルを提示している。すなわち、クロ裁定を勝ち取ったとしても裁定遵守の見込みが低いとすると、なぜ米欧は WTO 紛争処理機構を利用しようとするのだろうか。訴訟の実行には、多大な費用がかかる。米欧の政策担当者が自らの効用を最大化するべく合理的に行動しているとする、彼らが最終的な裁定の遵守のみを求めて提訴を行っているとは考えにくい。

この問題を理解するためには、WTO の紛争処理では訴訟と並行して交渉が行われ、交渉で和解に至らない場合にのみ裁定が下されるという点が注目に値する。この時、裁定が下された案件のみを取りあげて遵守の成否を見ていては、この紛争処理制度の要諦を見誤ることになる。最終的な裁定遵守率が低いとしても、多くの案件が裁定が出される前に交渉で解決していることに目を向けるならば、訴訟戦略は交渉を有利に進めるための 1 つの手段であると考えることができる。

それでは、交渉と訴訟を並行して進めていながらも、提訴国が最終的に交渉による解決をあきらめ、パネル裁定に頼らざるを得なくなる原因は何なのだろうか。言い換

表1 WTO 紛争における裁定履行 (1995-2000)

		期限内の裁定履行		
		Yes	No	Total
訴訟国	EC-US	4	10	14
	その他	45	31	76
	Total	49	41	90

$$\chi^2_{(1)} = 4.746 \quad p = 0.034$$

えると、どのような要因が、当事国間交渉を成功（あるいは失敗）に導いているのだろうか。以下の節ではこの点について考察する。

3 仮説

米欧の交渉・訴訟の使い分けについて考えていくにあたり、議論の出発点として、まず「両戦略の選択はランダムに行われ、いかなる要因もこれに体系的な影響を与えていない」という帰無仮説について検討する。この仮説の理論的な根拠について議論した後、帰無仮説に対する2つの代替仮説を立て、優劣を検討する。

3.1 帰無仮説：ランダム提訴説

第1の仮説は、通商紛争において、交渉から訴訟への戦略の切り替えを左右する要因は、存在しない（あるいは観察されない）というものである。この仮説は、訴訟の脅しを実行に移すことは提訴国にとってもコストがかかる選択であることに注目する¹⁴⁾。すなわち、提訴国にとって最も望ましい結果は、提訴の「脅し」によって相手が譲歩し、訴訟のコストを負うことなく、被提訴国がWTOルールに違反した貿易措置を撤廃してくれることである。

脅しとして訴訟戦略を用いる場合、なぜランダムに用いなければならないのだろうか。この点は、ゲーム論における「信憑性のある脅し (credible threat)」の議論と関係している¹⁵⁾。

訴訟を脅しとして用いることによって相手側の譲歩を引き出そうとしている状況では、相手が引き下がるかどうかは、「訴訟を実行する」という脅しにどれほど信憑性があるかに依存する。提訴の脅しに信憑性がない場合、被提訴側は、(実行されれば大きな損害を受けると予測したとしても) 譲歩しようとはしないだろう。特に、脅

¹⁴⁾ そのようなコストがかかる原因として、たとえば、訴訟に持ち込んでも望み通りのクロ裁定が得られないリスクや、勝訴しても相手が裁定を遵守しない可能性、相手国の措置が協定違反であることを客観的に立証する文書を訴訟のために用意しなければならないことなどが挙げられる。

¹⁵⁾ 信憑性のある脅しについて、Osborne (2004), ch.5.

しの実行によって提訴国自身もコストを負うような場合、被提訴側は脅しの信憑性に疑いを持つだろう。

それでは、提訴国はどうすれば脅しに信憑性を持たせることができるだろうか。1つの方策は、脅しの実行（すなわち交渉から訴訟への切り替え）を抜き打ち検査的にランダムに行うことである¹⁶⁾。Lacy and Niou (2004) は、経済制裁のゲーム論的分析の中で同様の議論をしている。すなわち、「実際に行われた場合に政策目標を達成することは希であるにも関わらず、なぜ経済制裁はしばしば実行されるのか」という問いに対して、相手が屈服しなかった場合にランダムに実行に移すことで、脅しに信憑性を持たせているためであると主張した。

WTO 紛争においても同様のメカニズムが働いている可能性はある。交渉と訴訟を切り替える選択基準が相手に見破られてしまうと、脅しは通用しにくくなるだろう。したがって提訴国は、脅しを実行に移すことで得られる利得が少ない（あるいはマイナスとなる）ような時であっても脅しを実行に移すインセンティブを持つことになる。

以上の仮説が正しいとすると、交渉の成功と失敗に影響を与えているような要因は、観察されないことになる。言い換えると、訴訟と交渉の切り替えは、いかなる変数の影響も受けずに行われていることが観察されなければならない。この仮説に対して、戦略の切り替えに一定の傾向を見いだそうとする仮説が、以下で論じる取引費用説と利益交差説である。

3.2 代替仮説 (A) : 取引費用説

紛争処理制度は従来から「法と経済学」で扱われてきたテーマであり、訴訟における和解の成否に関しては国内民事訴訟の文脈で多くの研究が蓄積されている¹⁷⁾。これらの研究から得られる主要な結論は、「訴訟には費用がかかるため、取引費用がなく情報の非対称性がない場合、全ての訴訟案件は交渉により解決される」というものである¹⁸⁾。

前述の通り、WTO の紛争処理制度は様々な点で国内民事訴訟と類似点を持っているため、民事訴訟研究の知見は GATT や WTO の紛争処理制度の研究においてもし

¹⁶⁾ 信憑性のない脅しの問題を解決する手段として、他に、脅しを実行に移さなかった場合に自らがコストを負うような仕組みを作ることで、脅す側がコミットメントを行うという方法がある (Osborne, 2004, ch.5).

¹⁷⁾ このテーマのレビュー論文として、Cooter and Rubinfeld (1989).

¹⁸⁾ たとえば、A と B が 10 万円相当の案件について争っており、訴訟を起こすとそれぞれ 2 万円ずつの費用がかかる状況を想定しよう。A が勝訴する場合、訴訟により A は 10 万円から 2 万円を引いて 8 万円を得ることになり、B は 10 万円に 2 万円を足して 12 万円失うことになる。この時、A が勝訴するという予測が互いの共有知識であるならば、8 万円以上 12 万円以下の金額を B から A に支払う形で和解すれば、両者ともに得をすることになる。

ばしば言及されてきた¹⁹⁾。

本研究で取り上げる第2の仮説は、通商交渉における取引費用の高さを扱ったものである。Guzman and Simmons (2002) は、情報の非対称性の問題を捨象した上で、WTO 紛争における交渉の成否が取引費用の高さによって決まると論じた。取引費用は、交渉における「争点の不可分性」によって決まる。通商紛争においては、協定違反と目されている貿易措置をどのように改善するかについて交渉される。この時、争点になっている措置が、たとえば関税率や輸出補助金などのように連続的な数値を取る性質を持っていれば、間を取って妥協することが比較的容易であり、取引費用は低い。これに対して、たとえば禁輸措置や保健規制などのように、二者択一的な性質を持つ措置が問題となっている場合、間を取ることができない（＝取引費用が高い）ため、和解することが難しくなると言う²⁰⁾。Guzman と Simmons の研究では、和解の成否をパネル設置段階へのエスカレートの有無で測定して計量分析を行った結果、取引費用の高さと和解の成否の関係は民主主義国家同士の間においてのみ存在することが実証された。

取引費用説は、交渉において妥協点を見つけることの難しさに注目するアプローチである。このような研究への批判として、国際交渉により合意された内容を国内で履行する段階で起こってくる問題について考慮していない点を指摘することができる²¹⁾。たとえば輸入割当や補助金は、取引費用が低い保護措置であるとされているが、これらの措置を撤廃するにあたって国内利益団体からの反発を受けた場合に、果たしてパネル裁定を待たずに協定遵守を行うことができるのか疑問である。他方、TRIPs 協定の立法化などは二者択一的な案件であるため争点は不可分で、取引費用が高いとされているが、海外資本からの投資を集めたい国にとって、そのような協定の立法化は不可避であり、むしろ積極的に履行しようとするかもしれない。このように考えると、和解の成否に影響する要因としては、取引費用の大小よりも、交渉における合意内容を国内的に批准することの難易の方が重要であると言える。この点に注目する仮説が、以下に述べる利益交差説である。

¹⁹⁾ Busch (2000); Guzman and Simmons (2002).

²⁰⁾ たとえば、A と B が 1 万円を争っており、それぞれに 2 千円ずつの訴訟費用がかかる状況では、8 千円以上 1 万 2 千円以下の金額で和解できるはずである。しかし、A と B がともに 1 万円札しか持っていないような場合、間を取って分割することができないため、両者が納得するような形で和解することが難しくなる。

²¹⁾ Putnam (1988) は、2 層ゲーム (two-level game) というメタファーを用いて、国際交渉と国内政治の問題を分析する枠組みを提示した。貿易自由化と国内政治の問題については、たとえば Goldstein (1998) 参照。

3.3 代替仮説 (B) : 利益交差説

上述したように、通商紛争においては、訴訟国を代表する交渉担当者と、訴訟国内部の有力アクターの間で利害が対立していることが多い点に注意する必要がある²²⁾。この場合、交渉担当者にとって、自らのカウンターパートとの間で利害が対立し交渉がうまく進まないとしても、相手側の国内アクターの中に味方を見つけることが可能な状況が起こりうる。そのような状況では、二国間協議のように水面下で交渉するのではなく、WTO の場で交渉内容を公にしていくことで、提訴国は相手側国内からの協定遵守圧力を期待することができるだろう。

したがって、紛争に関わる2国間において、交渉担当者と国内団体間で利益が交差している場合には、提訴国は交渉を訴訟に切り替えることで相手側の譲歩を促進することができる。被提訴国にとっては、交渉を水面下で行っている段階では、相手の主張に妥当性を認めて和解しようと考えたとしても国内的な履行の観点から簡単には引き下がれないのに対して、相手が訴訟に持ち込み、パネル裁定が下された後の段階では、国内的な批准を確保するための支持を、これまでとは別の国内アクターから調達することが期待できる。これに対して、利益交差が起こっておらず、被提訴側が一枚岩である場合、訴訟に切り替えてもそのような効果が期待できないため、交渉がパネル裁定を待たずに妥結しやすいと言える。

利益交差が起こりやすい例として、特定産業への輸出補助金が争点となっているようなケースを考えよう。交渉が水面下で行われている段階では、被提訴側の通商代表は、争点となっている貿易措置に直接関係する業者からの政治的・経済的支持を失うことを懸念し、提訴側からの改善要求に対して簡単に譲歩するわけにはいかないだろう。ところが、被提訴国内部には、問題となっている貿易措置から何ら利益を得ていない業者が多数存在する。また、保護措置によって一部の業者が利益を受けるとしても、消費者である国民の大半は自由貿易から利益を受けると考えられる。彼らの利害は、自国の通商代表部よりむしろ提訴国側の交渉者の利害と一致しており、利益交差が起こっていると考えられる。

このような状況では、被提訴側の遵守圧力の高まりは、履行を容易にするという意味で被提訴側の交渉担当者にとっても望ましいため、提訴国・被提訴国双方にとって、交渉より訴訟が望ましいことになる。言い換えると、このケースでのパネル裁定へのエスカレートは、片方が得をすれば他方が損をするというゼロ・サム・ゲームではなく、両者が得をするというポジティブ・サム・ゲームになっていると言える²³⁾。

逆に利益交差が起こりにくい例として、環境や食品の安全基準が問題となっているようなケースを考えよう。すなわち、被提訴国がWTO ルール上問題のある安全基準

²²⁾ 飯田 (2001) による WTO 紛争の 2 レベルゲームモデル参照。

²³⁾ Guzman (2003) によるフォーマル・モデルを参照。

を設けており、提訴側がそのような安全基準の緩和・撤廃を求めている状況を想定しよう。この場合、提訴側の改善要求（安全基準の緩和要求）がたとえ WTO ルールに則ったものであったとしても、被提訴国の内部に協定遵守を強く望むようなアクターを見いだすことは比較的難しくなるだろう。

このようなケースでは、提訴国にとって交渉より訴訟が望ましいとは限らなくなる。また、訴訟により WTO 違反が確定してしまうと遵守を求める国際的な圧力が高まることが予想されるため、被提訴国にとっては明らかに訴訟は望ましくない。従って、利益交差が起こっていない場合には、水面下の交渉による和解が成立する確率が高いと予想される。

3.4 まとめ

以上の仮説をまとめると、次の通りになる。

- (0) **ランダム提訴説** 訴訟・交渉の切り替えに影響を与える要因は観察されない。
- (A) **取引費用説** 争点が不可分であると、訴訟で決着が付きやすい。
- (B) **利益交差説** 利益交差が起こっていると、訴訟で決着が付きやすい。

4 実証分析

前節で検討した3つの仮説の中で、米欧の WTO 利用状況（すなわち、交渉か訴訟かの選択）をもっともよく説明しているのはどれだろうか。以下では、1995-2000年の間に WTO に持ち込まれた米欧紛争の全案件データを用い、計量分析による検証を試みる。

複数の仮説を比較するにあたり計量的手法を用いることの利点は、第1に、各独立変数の相対的な説明力の比較が容易になることにある。すなわち、ある独立変数が従属変数に与える影響を、別の独立変数の効果をコントロールした上で評価するとともに、その推定の正しさの確率を明示することができる。本研究では、従属変数が全くランダムに決まるという帰無仮説（ランダム提訴説）に対して、(A) 取引費用説と (B) 利益交差説の2つの代替仮説を提示した。帰無仮説、および代替仮説 (A)、(B) の優劣は、回帰分析により推定されるパラメーターの統計量によって評価される。

計量的手法の第2の利点として、分析に用いた変数の定義・測定方法を明示することで、他の研究者が分析を追試し、結果を再検証することが可能である点が挙げられよう。今回の分析に使用したデータ（案件一覧表および各変数の値）は論文の最後に提示した²⁴⁾。

²⁴⁾ 本研究で用いたデータセットおよび Stata ver.8 の do file は要望があれば E-mail にて送付する。

4.1 データ

米欧間の WTO 紛争における交渉と訴訟の使い分けの状況を調べるため、WTO に対して二国間協議要請がなされた紛争を 1 案件ごとに 1 つの分析単位とする。紛争の発生から終結までを観察するため、1995 年 1 月 1 日の WTO 協定発効以来、2000 年 12 月 31 日までに行われた協議要請を扱う。この期間における米欧紛争は全部で 33 件あり、EC が米国を提訴した案件が 22 件、米国が EC を提訴した案件が 11 件であった。

4.1.1 従属変数

これらの紛争案件について、パネルからの裁定が下される前に和解が成立した場合に、交渉が成功したと見なす。逆に、当事国が訴訟戦略にこだわり、裁定が下されるまで交渉が妥結しなかった場合を交渉の失敗と見なす。

Guzman and Simmons (2002) は、交渉の成功をより狭く定義し、パネルが設置される前に和解が成立した場合のみを成功と見なしていた。このように定義した場合、パネル設置後、最終的な裁定が下されるまでの段階での和解の成否が説明できないという問題がある。したがって、パネル裁定が出されるまで紛争がエスカレートした場合 (=交渉の失敗) に 1、パネル裁定前に和解が成立した場合 (=交渉の成功) に 0 の値を取るダミー変数 (変数名 litigation) を従属変数として用いることとする。米欧間紛争 33 件中、パネルからクロ裁定が出された案件数は 14 件であった。

4.1.2 独立変数

次に、分析に用いる独立変数について説明する。代替仮説 (A) の取引費用説の効果を測定するための独立変数は、Guzman and Simmons (2002) がコーディングしたものをを用いた。彼らは、取引費用が高く、間を取って妥協することが難しい案件であるかどうかを、lumpy というダミー変数で表している。取引費用説が正しければ、この変数はパネルへのエスカレートを促進する効果を持つことが予測されるため、推定されるパラメーターは正の値を取ると考えられる。

代替仮説 (B) の利益交差説の効果を測定する独立変数は、筆者がコーディングした crossint である。これは利益交差が起りやすい案件である場合に 1、そうでない場合に 0 の値を取るダミー変数である。この仮説が正しければ、この変数もパネルへのエスカレートを促進する効果を持つことが予測され、推定されるパラメーターは正の値を取ると考えられる。

表2 各変数の定義

変数名	内容
litigation	パネル裁定までのエスカレート（＝交渉の失敗）を測定。従属変数
lumpy	代替仮説 (A) について、取引費用の高さを測定。独立変数
crossint	代替仮説 (B) について、利益交差の有無を測定。独立変数
ec_d	米欧どちらが被提訴国となっているかを測定。統制変数
multi_c	同一案件について提訴を行っている国の数。統制変数

4.1.3 統制変数

以上の2つの変数が従属変数に与える効果を推定するため、紛争の結末に影響を与えるようなその他の要因についてコントロールする必要がある。これまでのGATT/WTOの紛争処理についての先行研究では、訴訟国の政治体制を表す変数（Polityの民主主義指標など）や、提訴国・被提訴国それぞれの経済規模（GDP）および貿易開放度（GDP比でみた貿易量）、提訴に関わった国の数（同一案件について複数の国が提訴を行っている場合）などが統制変数として用いられてきた²⁵⁾。本研究では、限られた期間の二国間の紛争について扱うため、政治体制や経済的要因などはほぼ定数と見なすことができ、これらの統制変数を用いる必要は大きくないと考えられる。そこで、訴訟国の特徴として、米国とECのどちらが提訴国になっているかという点（変数名 ec_d）と、当該案件について提訴を行っている国の数（変数名 multi_c）についてのみ分析に用いることにした。以下の表は、各変数の定義についてまとめたものである。

4.2 分析結果

従属変数が0と1の2つの値しか取らないダミー変数であるため、通常の最小二乗法による回帰分析は望ましくない。そこで本研究では、プロビット回帰モデルにより推定を行った²⁶⁾。計量分析の結果は表3の通りである²⁷⁾。

ランダム提訴説、すなわち、従属変数がいかなる変数の影響も受けていないという

²⁵⁾ Busch and Reinhardt (2000, 2002, 2003a) の一連の研究、および Busch (2000); Guzman and Simmons (2002) を参照。

²⁶⁾ 分析には Stata ver. 8 の probit コマンドを用いた。

²⁷⁾ 以下の分析について、ケース数が少ないために推定結果の信頼度が低いという批判が考えられる。しかし、本研究では WTO 成立後の米欧紛争の全案件を用いているため、これ以上ケース数を増やすことは当然できない。対策として、重回帰分析の他に、従属変数と各独立変数についてクロス表によるカイ2乗検定を行った。分析結果は、回帰分析の結果を裏付けるものであった。

表3 パネル裁定へのエスカレートの決定要因 (米欧紛争 1995-2000)

変数名	モデル 1	モデル 2	モデル 3	モデル 4	モデル 5
定数項	-1.020*	-0.157	-1.537*	-1.792*	-2.505*
	(0.422)	(0.315)	(0.628)	(0.797)	(1.075)
lumpy		0.084	0.657	0.579	0.612
		(0.438)	(0.542)	(0.563)	(0.589)
crossint	1.405**		1.678**	1.907**	2.248*
	(0.511)		(0.586)	(0.731)	(0.875)
ec_d				0.426	0.264
				(0.705)	(0.760)
multi_c					0.316
					(0.282)
N	33	33	33	33	33
Log-likelihood	-18.530	-22.719	-17.754	-17.564	-16.310
χ^2	8.41**	0.04	9.97**	10.35*	12.86*

Note: Standard Errors are in parentheses.

* $p > z = 0.05$. ** $p > z = 0.01$. (two-tailed)

帰無仮説を棄却できるかどうかを検証するために、5通りの推計を行った。モデル1およびモデル2は、それぞれ利益交差と取引費用のみを独立変数として用いて単回帰した場合の結果を示している。モデル3は、両変数を同時に用いて重回帰分析を行ったもので、取引費用（利益交差）の影響を一定に保った時の利益交差（取引費用）の影響を推定するモデルになっている。さらにec_dを加えたものがモデル4、ec_dとmulti_cを加えたものがモデル5となっている。

従属変数に対する、各独立変数の影響を見てみよう。まず利益交差の有無についての変数（crossint）を見ると、いずれのモデルにおいても仮説の予測通り係数の符号が正であり、統計的に有意な結果が得られた。すなわち、利益交差の存在がパネル裁定へのエスカレートの確率を高めている傾向が明らかになった。米欧は、利益交差状態を最大限利用するために、交渉を水面下で行うことをやめ、WTO裁定に持ち込んでいる（＝交渉ではなく訴訟を選んでいる）ことが推測される。同時に、訴訟か交渉かの選択がランダムに行われているという帰無仮説は当てはまらないことが分かる。

次に取引費用説について見てみよう。この変数（lumpy）は、いずれのモデルにおいても係数の符号は予測通りであったが、統計的に有意な結果が得られず、この変数の説明力がゼロであるという帰無仮説を棄却できなかつた。すなわち、取引費用の高さは、訴訟か交渉かの選択を左右する要因とは考えられないと言える。

さらに、モデル 4 および 5 の推定から、米欧のどちらが提訴国となっているか (ec_d)、あるいは提訴国の数 (multi_c) という要因は、統計的に有意な結果が得られず、これらの変数はパネル裁定へのエスカレートの決定要因とはなっているとは考えられないことが分かる。また、2つの代替仮説についての分析結果は、これらの変数の影響をコントロールしたモデルでも成り立っていることが分かる。

5 議論

本研究の分析結果から、米欧の通商紛争において交渉担当者と国内アクターの間利益交差がある場合に、米欧は、被提訴側内部の遵守圧力の高まりをねらって、交渉より訴訟を好む傾向があることが分かった。訴訟による遵守圧力の高まりは、改善要求を出している提訴側だけでなく、自由貿易へのコミットメントを維持することを望む被提訴側にとっても有益となる場合があると言える。逆に、利益交差が存在しないような場合、訴訟に持ち込まれたとしても被提訴側国内で強い遵守圧力が生まれるとは考えにくい。交渉を訴訟に切り替えることで得られるメリットは少ない。特に被提訴側にとっては、案件を水面下で交渉し、穏便に解決に持ち込もうとするインセンティブが強くなると思われる。

現在、WTO の紛争処理機構を改善する方策として、様々な改革案が提案され、議論されている²⁸⁾。米欧の 2 大アクターが WTO の紛争処理制度をどのように利用しているかについての本研究の知見から、WTO の制度設計に関する政策的含意を引き出しておきたい。交渉から訴訟への切り替えが利益交差状況における被提訴側国内の遵守圧力を期待して行われているという知見から、WTO 紛争の初期段階における審議の透明性を高めていくことで、裁定と同様の効果が得られることが期待できる。もちろん、交渉の透明性を高めることで、雑多な選好を持つアクターが交渉に関与する機会が増えてしまい交渉がまとまりにくくなる可能性もあり、両者のトレードオフを考えていく必要があるだろう。

また、取引費用が紛争のエスカレートを左右する要因とはなっていないという知見も重要である。国際協定の遵守に関する理論によれば、不遵守の原因の 1 つは協定の不明瞭性にあるため、法制化を推進し協定の明確性を高めていくことで、国家の遵守を促進することができるという²⁹⁾。本研究の結論から、協定の明確性が高まり取引費用が軽減されたとしても、紛争のエスカレートを抑止する効果があるとは楽観視できないことが分かる³⁰⁾。

²⁸⁾ WTO 設立から 10 年間を経て、これまでの紛争処理の実績を総括し、今後を展望する研究として、Ortino and Petersmann (2004)。

²⁹⁾ 不遵守の原因をこのような行政的要因に求める論者として、Chayes and Chayes (1993, 1995); Henkin (1968); Young (1979)。国際協定遵守の理論のレビューとして、Raustiala and Slaughter (2002); Simmons (1998)。

³⁰⁾ 同様の知見を得ている研究として、Busch (2000)。自由貿易協定の過度の法制化に対する警告とし

本研究では、米欧間 WTO 紛争の全案件を用いた計量分析により、米欧間通商紛争の全体的な傾向を明らかにすることができたが、個別の事例で見た場合に、これまで検討してきた仮説が当てはまらないような案件も存在する。今後の研究課題として、利益交差の有無と交渉と訴訟の切り替えの因果関係をさらに解明するために、各案件について詳細な事例研究を行うことは有益だろう。その場合、最終的に交渉による和解が成功したかどうかだけでなく、訴訟の脅しがどのような政策的意図をもって用いられていたかに注目することで、利益交差説の観察可能な含意を増やし、より確実に理論の検証を行うことが期待できる³¹⁾。

て、Goldstein and Martin (2000).

³¹⁾ 観察可能な含意について、King, Keohane and Verba (1994).

表 4: 紛争案件リスト (1995-2000)

WT/DS	提訴年	被提訴国	紛争案件名	利益交差	取引費用	提訴国数	裁定
13	1995	EC	穀物輸入関税評価方式	なし	低	1	No
16	1995	EC	バナナの輸入・販売・流通制度	なし	高	4	No
26	1996	EC	ホルモン牛肉に関する措置	なし	高	2	Yes
27	1996	EC	バナナの輸入・販売・流通制度	なし	高	5	Yes
38	1996	USA	キューバ解放と民主連帯法	なし	高	1	No
39	1996	USA	EC 産品の関税引き上げ	あり	低	1	No
62	1996	EC	コンピュータ機器の関税分類措置	あり	高	1	Yes
63	1996	USA	旧東独製固形尿素に関する措置	あり	低	1	No
85	1997	USA	織物・衣類に関する措置	あり	高	1	No
88	1997	USA	政府調達に関する措置	なし	低	2	No
100	1997	USA	家禽産品の輸入に関する措置	なし	高	1	No
104	1997	EC	プロセステーズに関する措置	あり	低	1	No
108	1997	USA	外国小売業者への課税制度	あり	低	1	Yes
115	1998	EC	著作権・著作隣接権の付与に関する措置	なし	高	1	No
118	1998	USA	台湾維持税	あり	低	1	No
124	1998	EC	映画・テレビ番組に関する知的所有権の執行	なし	高	1	No
136	1998	USA	1916年のアンチダンピング法	あり	高	1	Yes
138	1998	USA	鉄鋼製品に係る相殺関税措置	あり	低	1	Yes

表 4: 紛争案件リスト (1995-2000)

WT/DS	提訴年	被提訴国	紛争案件名	利益交差	取引費用	提訴国数	裁定
151	1998	USA	繊維・衣類に関する措置 (II)	あり	高	1	No
152	1998	USA	1974 年通商法 301-310 条	あり	高	1	Yes
158	1999	EC	バナナの輸入・販売・流通制度 (II)	なし	高	5	No
160	1999	USA	著作権法 110 条 (5)	あり	高	1	Yes
165	1999	USA	特定品目に係る輸入措置	あり	低	1	Yes
166	1999	USA	小麦グルテンに係る確定的セーフガード措置	あり	低	1	Yes
172	1999	EC	飛行管理装置に関する措置	なし	高	1	No
174	1999	EC	商標・地理的表示の保護に関する措置	あり	高	1	Yes
176	1999	USA	1998 年オムニバス法 211 条	あり	高	1	Yes
186	2000	USA	1930 年通商法 337 条	なし	低	1	No
200	2000	USA	1974 年通商法 306 条	なし	低	1	No
212	2000	USA	EC からの輸入品に関する相殺関税措置	あり	低	1	Yes
213	2000	USA	ドイツ産表面処理鋼板に対する相殺関税措置	あり	低	1	Yes
214	2000	USA	鉄鋼線材に対する確定的セーフガード	あり	低	1	No
217	2000	USA	バード修正法	あり	低	11	Yes

参考文献

- Alter, Karen J. 2002. "International Legal Systems, Regime Design and the Shadow of International Law in International Relations." *Paper presented at the Annual Meeting of the American Political Science Association*, Boston, MA .
- Brus, Marcel M.T.A. 1995. *Third Party Dispute Settlement in an Interdependent World: Developing a Theoretical Framework*. Boston: Martinus Nijhoff Publishers.
- Busch, Marc L. 2000. "Democracy, Consultation, and the Paneling of Disputes under GATT." *Journal of Conflict Resolution* 44(4):425–446.
- Busch, Marc L. and Eric Reinhardt. 2000. "Bargaining in the Shadow of the Law: Early Settlement in GATT/WTO Disputes." *Fordham International Law Journal* 24(1-2):158–172.
- Busch, Marc L. and Eric Reinhardt. 2002. Testing International Trade Law: Empirical Studies of GATT/WTO Dispute Settlement. In *The Political Economy of International Trade Law*, edited by Daniel L. Kennedy and James D. Southwick. Cambridge: Cambridge University Press.
- Busch, Marc L. and Eric Reinhardt. 2003a. Transatlantic Trade Conflicts and GATT/WTO Dispute Settlement. In *Transatlantic Economic Disputes: The EU, the US, and the WTO*, edited by Ernst-Ulrich Petersmann and Mark A. Pollack. New York: Oxford University Press, pp. 465–485.
- Busch, Marc L. and Eric Reinhardt. 2003b. "Developing Countries and General Agreement on Tariffs and Trade / World Trade Organization Dispute Settlement. " *Journal of World Trade* 37 (4):719-735.
- Chayes, Abram and Antonia Handler Chayes. 1993. "On Compliance." *International Organization* 47(2):175–205.
- Chayes, Abram and Antonia Handler Chayes. 1995. *The New Sovereignty: Compliance with International Regulatory Agreements*. Cambridge, MA.: Harvard University Press.
- Cooter, Robert D. and Daniel L. Rubinfeld. 1989. "Economic Analysis of Legal Disputes and Their Resolution." *Journal of Economic Literature* 27(3):1067–97.
- Goldstein, Judith. 1998. International Institutions and Domestic Politics: GATT, WTO, and the Liberalization of International Trade. In *The WTO as an International Organization*, edited by Anne O. Krueger. Chicago: University of Chicago Press.
- Goldstein, Judith, Miles Kahler, Robert O. Keohane, and Anne-Marie Slaughter, eds. 2001. *Legalization and the World Politics*. Cambridge, MA.: The MIT Press.
- Goldstein, Judith and Lisa L. Martin. 2000. "Legalization, Trade Liberalization, and

- Domestic Politics: A Cautionary Note.” *International Organization* 54(3):603–632.
- Guzman, Andrew T. 2003. “The Political Economy of Litigation and Settlement at the WTO.” *UC Berkeley Public Law Research Paper* No. 98.
- Guzman, Andrew T. and Beth A. Simmons. 2002. “To Settle or Empanel? An Empirical Analysis of Litigation and Settlement at the World Trade Organization.” *Journal of Legal Studies* XXXI:S205–S235.
- Henkin, Louis. 1968. *How Nations Behave*. New York: Columbia University Press.
- Hudec, Robert E. 1993. *Enforcing International Trade Law: The Evolution of the Modern GATT Legal System*. Salem, NH.: Butterworth Legal Publishers.
- 飯田 敬輔. 2001. 「WTO 紛争の 2 レベルゲーム分析」『青山国際政経論集』 53:183–209.
- 岩沢 雄司. 1995. 『WTO の紛争処理』 三省堂.
- Jackson, John H. 1997. *The World Trading System: Law and Policy of International Economic Relations*. 2nd ed. Cambridge, MA.: The MIT Press.
- Kennedy, Daniel L. and James D. Southwick, eds. 2002. *The Political Economy of International Trade*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Keohane, Robert O., Andrew Moravcsik and Anne-Marie Slaughter. 2000. “Legalized Dispute Resolution: Interstate and Transnational.” *International Organization* 54(3):457–488.
- King, Gary, Robert O. Keohane and Sidney Verba. 1994. *Designing Social Inquiry: Scientific Inference in Qualitative Research*. Princeton, N.J.: Princeton University Press.
- Kingsbury, Benedict. 1999. “Foreword: Is the Proliferation of International Courts and Tribunals A Systemic Problem?” *New York University Journal of International Law and Politics* 31(4):679–696.
- 小寺 彰. 2000. 『WTO 体制の法構造』 東京大学出版会.
- 小寺 彰 (編). 2003. 『転換期の WTO : 非貿易的関心事項の分析』 東洋経済新報社.
- Lacy, Dean and Emerson M. S. Niou. 2004. “A Theory of Economic Sanctions and Issue Linkage: The Roles of Preferences, Information, and Threats.” *The Journal of Politics* 66(1):25–42.
- Merrills, J.G. 1998. *International Dispute Settlement*. 3rd ed. New York: Cambridge University Press.
- O’Connell, Mary Ellen, ed. 2003. *International Dispute Settlement*. Ashgate Pub. Ltd.
- Ortino, Federico and Ernst-Ulrich Petersmann, eds. 2004. *The WTO Dispute Settlement System 1995-2003*. London: Kluwer Law International.
- Osborne, Martin J. 2004. *An Introduction to Game Theory*. New York: Oxford University Press.
- Petersmann, Ernst-Ulrich and Mark A. Pollack, eds. 2003. *Transatlantic Economic*

- Disputes: The EU, the US, and the WTO*. New York: Oxford University Press.
- Pollack, Mark A. and Gregory C. Shaffer, eds. 2001. *Transatlantic Governance in the Global Economy*. Lanham, Maryland: Rowman and Littlefield Publishers.
- Putnam, Robert D. 1988. "Diplomacy and Domestic Politics: The Logic of Two-Level Games." *International Organization* 42(3):427–460.
- Raustiala, Kal, and Anne-Marie Slaughter. 2002. International Law, International Relations and Compliance. In *Handbook of International Relations*, edited by W. Carlsnaes, T. Risse, and B. A. Simmons. London: Sage Publications, pp. 538–558.
- Romano, Cesare P.R. 1999. "The Proliferation of International Judicial Bodies: The Pieces of the Puzzle." *New York University Journal of International Law and Politics* 31(4):711–723.
- Simmons, Beth A. 1998. "Compliance with International Agreements." *Annual Review of Political Science* (1):75–93.
- Simmons, Beth A. 2002. "Capacity, Commitment, and Compliance: International Institutions and Territorial Disputes." *Journal of Conflict Resolution* 46 (6):829–856.
- Steinberg, Richard H. 2004. "Judicial Lawmaking at the WTO: Discursive, Constitutional, and Political Constraints." *American Journal of International Law* 98(2):247–275.
- Young, Oran R. 1979. *Compliance and Public Authority: A Theory with International Applications*. Johns Hopkins University Press.